



武蔵野市議会議員

桜井夏来 Report

vol.3

ACT FOR OUR FUTURE



11 2022 月号

PROFILE 1974年 吉祥寺南町生まれ / 市立第三小学校・中学校卒業 / 1993年 桐朋高校卒業 / 1997年 私立沖繩大学中退 / ソフトウェア会社勤務 / 2001年 衆議院議員川田悦子秘書 / 2007年 武蔵野市市民協働サロンスタッフ / 2021年 市議会議員選挙に当選 / 2022年 会派「小さな声を活かす会」結成 / 現在 建設委員会・外環道路特別委員会に所属



急激な物価上昇に、実効性ある家計支援策を！

世界的に進むインフレ加速

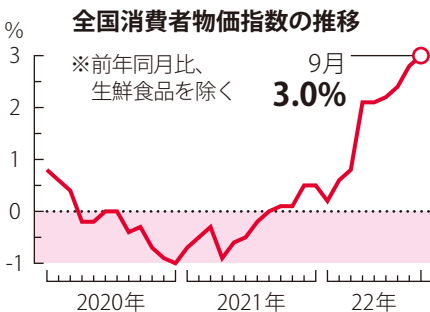
世界的な物価上昇傾向が続いています。その要因としては、コロナ禍による生産・流通網の寸断や、今年2月に始まったロシア軍のウクライナ侵攻が今だ終局の気配を見せず、国際経済に影を落としていることなどが挙げられます。

こうした状況に、アメリカを始め各国は、金融緩和からインフレ抑制へと政策の方向性を転換しました。一方、日本は依然マイナス金利政策を続けており、諸外国との金利差が拡大し始めています。

その結果、資金が海外に流れて急速に円安が進み、エネルギーや食料品などの輸入コストが上昇してさらに物価が上がる、という負の循環が起きています。

心配される家計への影響

そもそも、政府と日銀はこの間、日本経済を2%程度のインフレ状況



に持っていくことを目標としてきました。その意図する所は、賃金上昇を伴う緩やかな経済成長であったはずですが、現在起きているのは所得の増加が追いつかない急激な物価高騰であり、望ましくない状況です。

このままの状態が続けば、平均的世帯で年間10万円以上支出が増加するという試算結果もあり、家計の逼迫が懸念されます。特に年金生活を送る高齢者など、所得の増加が見込みにくい方々にとっては、死活問題となりかねません。

暮らしを支える市政の役割

こうした状況に対して、国も様々な物価高騰対策を打ち出していますが、場当たりの中途半端な印象は拭えず、十分な効果を上げているとは言えません。

一方、基礎自治体である武蔵野市も、市民の暮らしを守るための独自の取り組みを進めています。

9月の定例議会の中では、来年2月から「くらし地域応援券」事業の第3弾を実施することが決定されました。家計支援と同時に地域の商業振興も期待できるという意味で効果的な政策ですが、事業費の1割以上を事務経費が占めるなど、課題がないわけではありません。引き続き暮らしを支える政策の議論を進める必要があると考えています。



7月19日、会派として松 downs 市長に予算要望書を提出

健全財政を市民のために

私たち会派「小さな声を活かす会」では、来年度の予算要望を巡る松 downs 市長との協議の中で、さらなる家計支援策として、上下水道の基本料金免除、保険料減免、給食費無償化などの検討を求めました。

例えば、上下水道の基本料金免除は、1世帯当たりで年間約2万円程度の家計支援効果があり、命と暮らしに直結した基本インフラである水の利用を守ることに繋がります。事業としては15億円程度の予算が必要になる計算ですが、事務経費を掛けずに実行できる取り組みであることから、高い家計還元効果が期待できます。同様の取り組みはすでに大阪市や札幌市、宇都宮市など全国各地の自治体で始められています。(いずれも2~4ヶ月間の期間限定)

市民の命と暮らしを守るために、健全財政を積極的に活用すべきであるという立場に立って、引き続き声をあげていきます。

地域の課題への皆様の声をお聞かせください

〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町3-7-7 ☎0422-90-7349 📠090-6744-9572
✉mail@sakurai-natsuki.jp 🌐https://sakurai-natsuki.jp 🐦@sakurai_0422



駐輪場用地売買を巡る誤批判に反論します

武 蔵野市が昨年8月から10月の間に行った吉祥寺本町1丁目の駐輪場用地の売買取引について、あたかも疑惑が存在するかのような悪意ある宣伝が行われています。

今 年6月には住民監査請求が行われましたが、一連の取引に違法または不当な点はないとして、棄却の決定がなされました。

しかしこの結論に納得しなかった人たちが「武蔵野市民の財産を守る会」なる団体を結成し、8月には東京地裁に訴えを起こしています。原告となっているのは、土屋正忠元市長他お一人です。

行政による取り組みが不当であると感じた場合に、司法の場に裁定を求める「行政訴訟」は、市民に認められた正当な権利ですが、今回に関して言えば、関係する方々の顔ぶれを見ても極めて党略的な動きであると受け取らざるを得ません。

こ の裁判を巡っては、街中にポスターが貼られたり、新聞にチラシが折り込まれたりして、何事かと驚かれた方もいるかもしれませんが、その中身を見ると、事情を知らない市民をミスリードすることを意図したような表現が多く、なりふりかまわず市政の足を引っ張りたいという思惑が透けて見えます。

市民の間に誤った理解が広がることのないよう、主要な論点について反論をしたいと思います。



市が売却した「吉祥寺大通り東自転車駐輪場」

駅から徒歩1分の距離だった駐輪場を、徒歩3分の場所に移すのは不合理だ！
移転先についても、その場所である必然性が理解できない！

市が策定した「吉祥寺グランドデザイン」や「NEXT吉祥寺2021」など各種計画の中では、駅前の安全な歩行空間を確保するため、**自転車の乗り入れを減らす**ことが課題に挙げられています。駐輪場を駅から離すのはそのためで、不自然でも不合理でもありません。また移転先の土地は**消防団詰所の建て替えを行う上でも不可欠**で、市が長年取得を目指してきた場所です。

市が今回売却したのは、2度と手に入らないような吉祥寺駅前の超一等地だ！
手元に残して事業等に活用するべきだった！

駅には近いものの大通りに面しておらず、ビルの谷間の細い道に入った先の低層の風俗店が立ち並んでいる一角です。1993年に市が購入をした後も（当時の市長は土屋正忠氏）**7年近く有効な活用方法が決まらず**、とりあえず自転車駐輪場を建てたら、そのまま20年が経過したという経緯があります。今回の売却により、むしろ**良好な商業地としての再整備が進み、賑わいの創出に寄与**することが期待できます。

競争入札ではなく随意契約を行ったことで、不当に安く土地が売却された！

土地を買ったのは、吉祥寺大通り沿いの西側隣接地を所有する事業者です。土地を一体化すれば大きな価値を生み出せるため、そのことも考慮に入れて交渉が行われ、**通常価格より5億円近く高い金額**で取引が実現しています。競争入札であればそうした事情は反映されず、通常価格より少し高いだけで落札できてしまうため、**売却価格はずっと下がっていた**でしょう。

不動産価格の鑑定を1者のみに任せた結果、坪524万円という常識外れの安値が示された！市の損害額は、売買合わせて9億9870万円にも上る！

1者鑑定は**東京都の取扱に準じたもの**であり、特別なケースではありません。また坪524万円というのは、隣接地との一体化を考慮に入れなかった場合の参考価格であり、**実際には坪1,061万円余りで売却**が行われています。この金額については、財産価格審議会と住民監査請求の場でそれぞれ**別の不動産鑑定士による再審査**が行われ、**不当性はない**との結論が示されています。

昨年10月に市民向けの説明会を行った際、売却契約を翌日に控えていたのに一言もそのことに触れなかった！隠蔽体質の表れではないか？

民間事業者との取引である以上、**契約成立までは一定の守秘性が生じる**のはやむをえません。大切なのは事後的にでも情報が公開され、きちんと検証が行えることです。この点に関して言えば、土屋元市長の時代と違い**土地開発公社による土地購入契約の中身も情報公開**されています。今年の4月からは、土地取得後速やかに開示の対象とするなど、**透明性の向上**も図られています。